

# AOMORI LAW AND POLITICAL SCIENCE REVIEW

No.21 2020

## CONTENTS

### Articles

- Der Brexit und Leistungshindernis: vom Gesichtspunkt der Grundsatz der “Störung der Geschäftsgrundlage” und “frustration of contract” ..... TERAJ Risa
- Les problèmes juridiques des contrats de fourniture d'électricité pour les appartements ..... FUKUTA Kentaro
- Fundamental Study on Tort Liability of Mental Ill Persons without Responsibility: 19th-Century American Law as Material ..... YOSHIMURA Kenshin

### Translation

- Japanese translation: The Brussels Collaboration on Bodily Integrity (2019). ‘Medically Unnecessary Genital Cutting and the Rights of the Child: Moving Toward Consensus’ (*The American Journal of Bioethics*, 19(10), 17-28)

### Book Review

- The best interests of the child after divorce: interests of a child and interests of parents, Written and Edited by KAZIWARA Taiti = HASEGAWA Kyōko = YOSIDA Yoko ..... WATANABE Yoshihiro

AOMORI LAW INSTITUTE

ISSN 1345-8094

# 青森法政論叢

第21号 2020年

## 目次

### 論文

- Brexitと履行障害  
—ドイツ法上の行為基礎の障害、イギリス法上の契約挫折の法理の観点から—  
..... 寺井 里沙 1
- 高圧一括受電をめぐる法的諸問題  
—最判平成31年3月5日の検討を兼ねて— ..... 福田健太郎 18
- 責任能力なき精神障害者の賠償責任に関する基礎的考察  
—19世紀アメリカ法を素材として— ..... 吉村 顕真 40

### 翻訳

- 身体のインテグリティに関するブリュッセルコラボレーション (2019) 「医療上不  
要な性器切除と子どもの権利：コンセンサスに向けて」 (*The American Journal of  
Bioethics*, 19(10), 17-28) ..... 山下 梓 55

### 書評

- 梶村太市・長谷川京子・吉田容子編著『離婚後の子どもをどう守るか——「子ども  
の利益」と「親の利益」』（日本評論社 2020年3月刊 232頁） ..... 渡辺 義弘 65

青森法学会

## 青森法学会規約

- 第1条**（名称） 本会は「青森法学会（Aomori Law Institute）」と称する。
- 第2条**（目的） 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることを目的とする。
- 第3条**（事業） 本会は次の事業を行う。
- 1 研究会・講演会の開催
  - 2 研究誌の発行
  - 3 その他、総会で適当と認めた事業
- 第4条**（事務局） 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。
- 第5条**（会員） ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。
- 1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者
  - 2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家
  - 3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者
  - 4 その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者
- ②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。
- ③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。
- 第6条**（役員） ①本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
  - 2 理事 若干名
  - 3 監事 1名
- ②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。
- ④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。
- 第7条**（総会） ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。
- ②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。
- ③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。
- 第8条**（改正） 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 附則** 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

**青森法学会役員**

会長	堀内健志（弘前大学名誉教授）	理事	大竹昭裕（青森県立保健大学）
理事	大野拓哉（弘前学院大学）	理事	小俣勝治（青森中央学院大学）
理事	平野 潔（弘前大学）	理事	丸山愛博（青森中央学院大学）
監事	村松恵二（弘前大学名誉教授）		

## 青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。
2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。
3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。
  - ①青森法学会の会員
  - ②編集委員会が特に認めた者
4. 使用言語は原則として日本語または英語とする。
5. 本稿に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。

論文	70枚以内	研究ノート	40枚以内	判例研究	30枚以内
報告	30枚以内	書評	20枚以内		
6. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。
7. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求められることがある。

### 執筆者紹介

寺井 里沙（広島市立大学 国際私法）  
福田健太郎（近畿大学 民法）  
吉村 顕真（弘前大学 民法）  
山下 梓（弘前大学 国際人権法）  
渡辺 義弘（弁護士 民事手続法）

青森法政論叢編集委員会  
大竹昭裕（委員長） 小俣勝治  
梶山正史 西東克介

2020年8月31日発行	¥1200+税
編集兼 発行者	青森法学会
	〒036-8560 弘前市文京町1番地 弘前大学人文社会科学部内
印刷所	ぶりんていあ第二